

令和8年度 大和郡山市省エネ家電買い換え促進事業

販売店マニュアル

※ あわせて「令和8年度 大和郡山市省エネ家電買い換え促進事業 よくあるご質問」もご覧ください。

1 様式第1号左ページ「同意・誓約事項」欄をお客様にチェックいただきます。

※ 右ページは、後ほどお客様にご記入いただくようご案内ください。

この部分の全ての項目にチェックが入る場合に限り申請できます。

同意・誓約事項

- 大和郡山市省エネ家電・・・
- ☐ 申請者は、この補助・・・
 - ☐ 私の世帯でこの補助・・・
 - ☐ 申請者（世帯主）は・・・
 - ☐ 購入した省エネ家電・・・
 - ☐ 今回の省エネ家電の・・・
 - ☐ 申請者（世帯主）は・・・
 - ☐ この補助金を申請し・・・
 - ☐ この補助金の交付を・・・
 - ☐ 申請者（世帯主）が・・・

様式第1号 令和8年度 大和郡山市
省エネ家電買い換え促進事業補助金 交付申請書
左ページ「同意・誓約事項」欄 抜粋

check

全ての項目にチェックが入っているか確認してください。
1つでもチェックがない場合は、補助金は交付できません。

2 様式第1号の左側ページ「申請者」欄をお客様に記入していただきます。

※ 申請は、原則として世帯主名でのご記入をご案内ください。

※ 世帯主名での申請が難しい場合は、世帯構成員のご親族の方が申請者となるようご案内ください。

3 様式第1号の左ページの控えをとり、原本をお客様にご返却ください。

(1) 郵送で申請される場合は、後ほど右ページにもご記入の上、申請するようご案内ください。

(2) オンライン申請をされる場合は、お控えとしてお持ちいただくようご案内ください。

4 買い換えする対象家電製品を選んでください。

(1) 補助対象となる家電製品は次のいずれかに限ります。

- ㊦ エアコン（省エネ性能100%以上のものに限る。）
- ㊧ 冷蔵庫（省エネ性能100%以上のものに限る。冷凍庫のみの商品是对象外。）
- ㊨ LED照明器具（屋内の屋根等に設置して室全体を照射する器具。電球等のみの交換は対象外。）

㊦㊧㊨の組み合わせ自由で
最大5点まで

(2) ご家庭でお使いの家電を、①買い換えて、②古い製品を廃棄する場合に限ります。

廃棄を伴わない新規の購入や、買い足し、古い家電を下取りされる場合等は、いずれも対象外です。
（エアコン・冷蔵庫については、リサイクル料の支払が確認できる場合に限ります。）

5 代金を領収してください。

なお、お支払いの内、補助対象となるのは、税込本体価格のみです。

- (1) 税込本体価格以外の支払（工事費、輸送費、有料の保証費、リサイクル料等）は、いずれも対象外です。
- (2) 特定の店舗グループ等でしか使えないポイント、クーポン、値引きの部分については補助対象外です。

check

6 レシート又は領収書を発行してください。

(1) レシート等に購入者のお名前が入る場合は、

- ①様式第1号に記入した申請者ご自身のお名前
- ②様式第1号に記入した申請者の同一世帯のご親族のお名前

のいずれかであることを
必ずご確認ください。

check

7 「大和郡山市省エネ家電販売明細書（兼証明書）」の「販売店記入欄」を販売店で記入してください。

※ 書式には、外税用と内税用があります。お店のレシートの記述に合うよう、選んでお使いください。

8 「大和郡山市省エネ家電販売明細書（兼証明書）」の「申請者記入欄」をお客様に記入していただきます。

様式第1号に記入した申請者のお名前でご記入いただくようご案内ください。

check

9 「大和郡山市省エネ家電販売明細書（兼証明書）」をお客様に交付します。

※ 必ず控えをとって、販売店で整理・保管しておいてください。

お問い合わせ先 大和郡山市省エネ家電買い換え促進事業事務局
受付時間 9:00～16:30 電話番号 0743-85-4614（直通）